

議案第4号

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年2月3日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新倉 聰

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「4月4日」を「4月6日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上特に必要があると認めるときは、教育長は、第1項第2号から第5号までに規定する休業日の期間を変更することができる。

第23条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

学校に学校評議員を置く。ただし、学校運営協議会を設置した学校については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

学年始休業日について、年度当初における入学式・始業式及び学校運営方針の確認等の準備時間を十分に設けるため、また、学校評議員に関する規定を改正する必要があるため。

(休業日)

第3条 施行規則第61条第3号(施行規則第79条において準用する場合を含む。)の規定により教育委員会が定める休業日は、次のとおりとする。

- (1) 市制施行記念日
- (2) 学年始休業日 4月1日から4月<sup>6</sup>日まで
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月27日まで
- (4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで
- (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (6) その他校長が必要と認めた日。ただし、実施日の20日前までに休業日申請書(第1号様式)を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は前年度に授業日変更申請書(第1号様式の2)を提出し、教育委員会の承認を受けて、全部又は一部の学年について同項第2号から第5号までに規定する休業日の一部を授業日とすることができます。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上特に必要があると認めるときは、教育長は、第1項第2号から第5号までに規定する休業日の期間を変更することができる。

(学校評議員)

第23条 学校評議員については、別に定める。

(学校評議員)

第23条 学校に学校評議員を置く。ただし、学校運営協議会を設置した学校については、この限りでない。

2 学校評議員については、別に定める。